

第2回審査会における指摘事項とそれに対する事業者の見解（審査会における意見への見解）

番号	項目	指摘内容	審査会当日の事業者回答	最終回答	別添資料
1	景観	・資料4、4-1～4-4の回答について、前回の審査会でNEDOの垂直視野角は参考値であり、景観への影響はフォトモンタージュで評価すべきと指摘した。それに対する修正案を「眺望景観に変化はあるが気にならない角度。環境融和色にすることで影響の低減が図られた。」とされており、依然として角度と色彩の評価にとどまっている。フォトモンタージュによる評価を最終的な景観への影響評価にすべきという指摘が反映されていないのではないか。	・垂直視野角は参考として評価に取り入れており、フォトモンタージュによる評価として文頭に「眺望景観に変化はある」と記載した。さらに、保全措置を講じることによる眺望景観の変化の低減についても言及した。 ・準備書では、例えば、森林の伐採の最小限に抑えることによる眺望景観の変化の低減、環境省ガイドラインを踏まえた調和効果の予測等についても示しており、評価書においてもできる限り具体的な記載に努める。	見直した内容を別添資料1に赤字でお示しします。ご指摘を踏まえ、各地点からの景観の変化有無（フォトモンタージュによる視覚的变化の有無）について別添資料p1874に記載の上、変化の程度及び環境保全措置による影響の低減を踏まえ見直した評価の結果については、別添資料p1876～1881に記載いたしました。	別添資料1
2	景観	・次回は、フォトモンタージュによる景観の変化とその大きさについても言及したうえで評価いただき、修正案をお示しいただけるか。	・記述を充実させ次回の審査会でお示しする。		
3	景観	・変化があるというだけでは評価と言えないので、変化の大きさに言及いただきたい。			
4	動物・景観	・資料4、4-6で彩色や目玉シールの話が出ていたが、ブレードに採色を行い、鳥類の視認性を高めることによりバードストライクを低減する手法が文献でも紹介されている。本来であれば、彩色による鳥類への環境保全効果の大きさと、景観を棄損することの影響の大きさを比較して採用する環境保全措置を検討すべきでは無いか。 ・今般、景観への影響を気にして、最初から目玉シールのみ対策にしようとしている印象を受ける。ブレードの塗装など、鳥類への風車の視認性を高める検討を色々としたうえで、目玉シールだけでバードストライクが軽減できるという結論に至ったのか、準備書の記載では、検討の過程が解らないため、お教え願いたい。	・鳥への視認性向上には、ブレードの塗装、目玉シールなど、いくつかの環境保全対策が想定されており既往文献がいくつか存在する。直近に環境省や鳥類学会が発表した視認性の向上のための措置が目玉シールであったことから、効果があるものと判断している。今後、ブレードに対する彩色の効果も、情報収集に努める。	「鳥類への視認性向上対策（ブレード塗装や目玉シール貼付など）」については引き続き情報収集に努め、評価書においては、視認性向上対策に伴う景観への予測評価も行います。 また、バードストライク対策の環境保全措置として挙げられる事例について、別添資料4に取り纏めました。ブレード塗装や目玉シール添付による環境保全措置については、ノスリやオジロワシではその効果が検証されていますが、クマタカでは検証事例がないことから、その効果を検証するための事後調査を行います。 加えて、風車ヤードは関係機関とも協議の上、施工可能な箇所はチップまたは碎石を敷くことで、イヌワシやクマタカの餌動物となるノウサギなどを誘引しないようにする環境保全措置を講じるほか、施設巡回の際に、猛禽類を誘引する可能性のある死骸の除去を行います。	別添資料4
5	動物・景観	・風車の色には選択肢がいくつかあるのか。	・風車本体の色には選択肢が無い。環境融和色のライトグレーが基本。		
6	動物・景観	・風車の本体色に選択肢が無いのは解るが、ブレードの1枚を違う色にすること等は出来るのではないか。鳥類への視認性を高めるために、3枚のブレードをそれぞれ違う色に塗る方法もあるようで、その場合の景観の違いなど、そういった検討をされずに目玉シールのみを環境保全措置として採用しますと仰っているように聞こえる。	・過去にブレード1枚ずつの塗装箇所をずらして黒に塗るのが視認性向上の効果が大きいとする文献があったと記憶している。効果に関する文献を収集し、選択肢の1つとして検討する。その際、景観とのトレードオフについても評価を行う。		

番号	項目	指摘内容	審査会当日の事業者回答	最終回答	別添資料
7	人ふれ	・協議とは何について関係者にご意見を伺い、それが影響の予測評価にどう関係し、環境保全措置に何をどう反映させるのか、本日の資料と今の説明では解らなかったので、もう少し詳細にお教えいただきたい。	・関係機関とは、余呉トレイルの事務局、地元地権者、地元関係者を指している。トレイルのコースを今まで通り使用できるかについては、発電所の維持管理とのバランスになる。何を協議し、それが影響の予測評価にどう関係し、環境保全措置どう反映させるかは、次回の審査会までに整理する。	「余呉トレイル」は、余呉の多彩な魅力を知ってもらうことを目的に設定されたネイチャートレイルで、南越前町、長浜市、敦賀市と広域にわたって広がっていますが、本事業と重複するルートは一部区間に限られており、かつ風車基数削減、風車部材の搬入時及び組立時の特殊な工法の採用等により、樹木伐採や改変面積の最小化に努めた計画とすることでトレイルルートの土地改変を可能な限り低減しております。余呉トレイルでトレイルツアーを企画されている余呉トレイルクラブ様へも本事業の内容をご説明の上、本事業の実施についてご理解をいただいております。 また、余呉トレイルの利用状況について、余呉トレイルクラブ様からは「現在、余呉トレイル全域を対象としたトレイルツアーを月に1～2回の頻度で企画しており、本事業と重複するルートについては年に1～2回の頻度の利用であること」をお聞きしております。そして、トレイルツアーは土地所有者の許可を得ているものではなく、登山道の整備を担っているわけでもないため、土地所有者の意向に沿う方針であることも余呉トレイルクラブ様よりコメントを受けておりますが、上記現在の余呉トレイルの利用状況の内容も踏まえ、風力発電機供用後についても、本事業と重複するルート上でのトレイルツアーを風車見学ツアー等の形で年に1～2回、連携して実施することを協議しており、引き続きご利用いただけるように検討しております。 評価書において今後の協議進捗を踏まえた予測及び評価を改めて記載いたしますが、現段階では以下の環境保全措置の追加を予定しております。 ・「余呉トレイル」のうち本事業用地と重複する区間については、「余呉トレイル」事務局や地元関係者等と協力し、風車見学ツアー等によって引き続き利用ができるよう努める。 なお、余呉トレイル内のどの場所やどのような点に魅力を感じられる方が多いか、余呉トレイルクラブ様へ再度ヒアリングを行い、それらの結果を踏まえて本事業の実施によって余呉トレイルに生じる可能性のある影響を景観も含め改めて整理し、評価書における評価に反映してまいります。 工事中に関しましては、余呉トレイルの一部区間について利用は阻害されますが、その点も余呉トレイルクラブ様にはご理解いただいております。風力発電機供用後において上記のとおり環境保全措置を講じ、配慮いたします。	
8	人ふれ	・トレイルとして親しまれているということは、そのルートのどこかに魅力を感じたり、どこからかの眺望に魅力を感じていただいていると思うので、どの場所に皆さんが魅力を感じているのかを踏まえ、風車ができることで、ルート上の眺望がどう変化するのか、そもそもトレイル自体が継続できるのかの視点から評価をいただきたい。協議を進めるというだけでは評価になっていないので、記載の見直しをお願いする。			
9	鳥類	・別添資料④-17__1に排他的なディスプレイ行動の飛翔を抜き出していただいた結果、明らかに境界尾根部にディスプレイ行動が多いことが明らかになった。クマタカの採餌は林内にとまって獲物が出てくのを待つパターンや、林内で追跡するパターンなので、採餌の時よりもディスプレイ行動の際に風車への衝突が起きる可能性が高い。		審査会においてディスプレイのリスクについてご意見いただきましたが、一方で風力発電機設置後は発電機より500m程度忌避するという文献資料もあります。風力発電機付近でのディスプレイそのものの頻度も減ることも予測されます。また、風力発電所のサイトにおいてクマタカの死骸が確認された報告事例もほとんどございません。 しかしながら、通常であれば忌避するものの、追い出しのディスプレイなど通常の状態ではない飛び方であれば、衝突する可能性も考えられるとの前回の委員会での指摘を踏まえ、ディスプレイ頻度について整理しました。その結果は、予測、評価と合わせて別添資料13_14に示しておりますが、その解析結果を基に、最も数値が高いNo.■については設置取りやめを検討し、その他のディスプレイ頻度が高いメッシュに該当する風力発電機 (No.■, ■, ■, ■, ■) についてはブレード塗装等により視認性を高める保全措置を講じます。また、環境保全措置の効果を検証するため、稼働後の事後調査において、飛翔状況の変化について確認に努めます。	
	鳥類	・衝突確率というのは、単にトレースの回数をもとに計算しているだけなので、危険性のある場所の評価は含まれていない。常に新しい知見に基づいて、また、審査会の指摘に基づいて、評価や環境保全措置を見直していただきたい。			
	鳥類	・猛禽類を含む鳥類に対する環境保全措置を目玉シールだけで済ませようとされているが、頻繁にディスプレイ行動が起きている場所があり、そういった所の風車を無くすことや移動を検討するというのが本来の環境保全措置なのではないか。			
10	鳥類	・基数を50基から39基に変更したことにより、衝突確率の低減につながったと評価されているが、HベアはBベアで減らした衝突確率の50倍以上衝突確率が上がっている。これで、この地域のクマタカの保全についてリスクの低減につながったと評価ができるのか。	【回答無し】	Bベアへ配慮することにより衝突確率が上がったHベアについては、高利用域の境界となる尾根上で追い出しのディスプレイ行動がみられています。また、Hベアの北端部に飛翔軌跡が集中していますが、これらはフローターと考えられ、BベアやHベアからのディスプレイを受けています。Hベア行動圏内に現れるフローターの衝突リスクの低減のため、Hベアの行動圏内の風車 (No.■, ■, ■, ■, ■) を対象に基数削減や配置見直し検討を行います。但し、現時点では複合的な要因をすべて加味できないので、評価書において最終的な配置計画及び衝突リスクの算定結果をお示しします。	
11	鳥類	・資料2、2-8と2-9について、Hベアの北端部に飛翔トレースが集中している。ベア以外の密に生息するフローター個体に関しても環境保全措置を検討されたい。			

番号	項目	指摘内容	審査会当日の事業者回答	最終回答	別添資料
12	鳥類	・別添資料④-1で尾根上の飛翔高度別の飛翔回数を整理いただいた。クマタカの全トレース1220回のうち、尾根越えのトレースは271回（約22%）このほぼ全部にMの高さ（ブレードの高さ）が含まれるものの、この評価に関する言及が皆無であり、衝突リスクの評価だけでは明らかに不十分である。		尾根上で確認が多いことについては、尾根上は高利用域の境界に該当していることから、ディスプレイ行動が多くみられるためと考えております。準備書では尾根越えも含む飛翔に対して年間予測衝突数を算出しました。風力発電機の稼働後は500m程度忌避する可能性も考えられますが、年間予測衝突数の数値が高い風力発電機を対象に目玉シールの貼付等の保全措置を講じることとしました。加えて、審査会でのディスプレイ飛翔に対するリスクのご指摘を踏まえ、ディスプレイ頻度の分布状況について整理しました。その結果は、予測、評価と合わせて別添資料13_14に示しておりますが、その解析結果を基に、最も数値が高いNo.■については設置取りやめを検討し、その他のディスプレイ頻度が高いメッシュに該当する風力発電機（No.■、■、■、■、■）についてはブレード塗装等により視認性を高める保全措置を講じます。目玉シールの貼付とブレード塗装の風車の視認性を高める環境保全措置を複合的に講じることで、さらに衝突のリスクを低減いたします。	
13	鳥類	・調査でこれだけのデータ量を蓄積されたのであれば、それを解析して、このエリアのクマタカに対する影響を軽減する措置を検討できるはずである。それにも関わらず、保全措置は目玉シールのみ、しかも風車の下部に貼るだけというのは、明らかに不十分である。		ご指摘を踏まえ、クマタカに対する予測、評価、追加の環境保全措置等を別添資料13_14に取り纏めました。	別添資料 13_14
14	鳥類	・調査の結果が予測や評価、環境保全措置に結びついてない、十分に活用されていないというご指摘であり、再検討されたいということである。次回までにご検討いただけるか。	・はい、検討します。		
15	鳥類	・第1回審査会の資料では、クマタカへの影響を低減するために風車配置の変更をしましたと記載されているが、本当は、議事録にも記載のとおり、地権者の同意や様々な許認可要件などにより風車配置は決まっていると仰いました。つまり、クマタカの衝突を無くすために、基数を50基から39基にしましたという説明は嘘ということではないか。		準備書第2章に記載したとおり、営巣地に配慮し、営巣中心域への風車配置を回避することで、配慮を行ってまいりました。風車を削減した理由はクマタカのみならず、生活環境及び自然環境に配慮することを目的としておりますが、風力発電機の基数が減ることで事業地に生息するクマタカ全体へのバードストライクのリスクを相対的に低減はできたと考えております。その結果は、準備書p1332の「表10.1.4-90(9-6) 重要な鳥類への影響予測（クマタカの年間予測衝突数：方法書時との比較）」にお示ししたとおりです。	
16	鳥類	・猛禽類に対して目玉シールの効果があるとされた根拠として、日本鳥学会の講演要旨（別添資料④-34②）をお示しいただいたが、要旨には具体的なデータ（調査の場所、方法、評価など）が示されていない。ノスリに対して効果ありと評価された数値的な根拠があるのであれば示していただきたい。	・1点目の日本鳥学会の資料については、公開されているのが要旨集のみである。発表者が複数おられ、調査に関する詳細を調べるには、それぞれの発表者の承諾が必要とお聞きしているため、引き続き、情報収集に努めます。また、情報が入手できた際には次回の審査会でお示しする。	1点目の日本鳥学会で発表されたノスリの資料については、公開されている情報は要旨集のみです。発表者が複数おられ、調査に関する詳細を調べるには、それぞれの発表者の承諾が必要とお聞きし、問い合わせましたが、外に出すのは難しいということでした。また、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改訂版）」に記載の目玉シールの対策の効果の詳細について、環境省自然環境局野生生物課様経由で、実施した事業者にお問い合わせ頂きましたが、秘匿情報が含まれるため情報提供は難しいということでした。なお、環境省の実証研究については、「平成27年度海ワシ類における風力発電施設に係るバードストライク防止策検討委託業務報告書」に検証方法等の詳細（調査の場所、方法、評価など）が記載されていますので、別添資料16として提出します。	別添資料 16
17	鳥類	・資料2、2-5では「猛禽保護の進め方（改訂版）」（環境省）の記載を引用し、高利用域について、工事中は「諸工事や大規模な森林伐採について営巣期は避けるべき。」、稼働後は「営巣木から好適採食地までの飛行移動ルートの確保も大切であり、途中にクマタカが避けるような構造物等を作るべきではない。」と記載があったとされている。 ・今回実施を検討されている高利用域の環境保全措置（工事関係者の必要以上の立入制限）は、この「猛禽保護の進め方（改訂版）」に示される2つの記載（①工事は営巣期を避ける、②移動ルートに構造物を作らない）のどちらに該当するのか。	【回答無し】	「猛禽保護の進め方（改訂版）」の記載の1点目については、クマタカの営巣期に該当する12月～6月のうち最も敏感な時期である造巣期から抱卵期（12月～3月）は積雪を見込み冬季休工の計画です。なお、2点目は準備書のp1295に記載しましたように、現在の風車配置は、概ねいずれのペアについても営巣地から高利用域内好適採食地への移動を阻害するような配置にはなっていないことが確認できております。	

番号	項目	指摘内容	審査会当日の事業者回答	最終回答	別添資料
18	鳥類	資料4、4-42のイヌワシの記載について、「工事中に飛来が確認された場合、新たな環境保全措置を講じる必要があるか検討します」とされているが、その段階で講じられる環境保全措置などほとんどない。あれだけのイヌワシを誘引する環境が創出されるにも関わらず、誘引率の計算において、イヌワシのフローターや若鳥については計算できないので評価しませんというのは環境影響評価と言えない。		イヌワシのフローターの行動圏や移動距離に関する資料は乏しく、八甲田山から青森県深浦町まで直線で152km※1、福井県から福島・新潟県境まで約300km ※2を移動した事例が確認されています。このように、イヌワシの若鳥の移動分散はかなりの広さとされていることから、準備書に記載している既知のペアの誘引と同様のイヌワシのフローターは若鳥に関する定量的な予測は現状不可能と考えております。 一方、本事業における現地調査においても既知のイヌワシのペアの入れ替わりが確認されています。若鳥ア、若鳥イが確認され、最終的には若鳥イが既知のイヌワシのペアの雌個体と入れ替わっていることから、既知のαペアの営巣地から16km圏内でも若鳥が餌場として利用している可能性もあるものと考えております。若鳥やフローターの主な活動は既知のαペアの主な行動圏の外縁部でみられるものの、その行動圏は不明であることから、定性的にはなりますが、現状は飛来していないものの、取付道路やヤードができれば若鳥やフローターが飛来して採餌を行う可能性はあると予測します。そのため、風車ヤードは関係機関とも協議の上、施工可能な箇所はチップまたは碎石を敷くことで、草を食べる餌動物を誘引しないようにする環境保全措置を講じることで、若鳥やフローターに対する誘引の可能性を低減します。この保全措置は別添資料4に掲載のとおり、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）において、イヌワシに対する保全措置として掲載されています。（イヌワシの主な餌生物のノウサギを風車付近に誘引させないため、草刈りを徹底し隠れ場所を根絶するかノウサギの不嗜好性植物を密生させる。） また、ご指摘頂きました樹林の中に道を付けることにより、そのスペースがイヌワシの餌場となる可能性については、定期的に施設巡回を行い、猛禽類を誘引する可能性のある死骸の除去を行うことで、若鳥やフローターに対する誘引の可能性を低減します。 ※1「Long-distance Movement of a Rescued Juvenile Golden Eagle after Release into the Wild」（山階鳥学誌,36:22-27,2004,Taku Maeda, Yuji Inoue, Norio Obara,Naoya Arakida and Tsunenori Tsujimoto） ※2「岩手県のイヌワシ 2002～2011年の生息状況報告」（岩手県環境保健研究センター）	
19	鳥類	・資料2、2-10、タカの渡りに関して、「渡り鳥の渡りのルートの一部になっているが、渡り鳥は構造物があれば回避するため影響は低減される」と評価されている。構造物があれば回避するのは当然であり、このように避けさせる行動をとらせること自体が影響なのではないか。また、回避できずに衝突する個体も現れるので、それを評価するのが衝突リスク評価ではないか。		ご指摘のとおり、風力発電機を回避する行動の変化により、渡り鳥の体力の消耗や移動時間が増えることも想定されます。ご指摘を踏まえ、行動の変化により生じる影響について調べるために風車迂回に伴う距離的・時間的負担について文献を確認いたしました。 鳥類の飛翔経路が変わることによる影響については、「風力発電等導入支援事業/環境アセスメント調査早期実施実証事業/環境アセスメント迅速化研究開発事業 既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書」（国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構、平成30年2月）において報告されていました。本文献において、風車迂回に伴う距離的・時間的ロスについて、検証が行われております。検証内容は、既存の風力発電施設を中心とした円型のバッファを発生させ、渡り経路がそのバッファ上を通過するか否かを調べ、風力発電施設を迂回したシナリオを用意し、実際の渡り経路と比較して延長した距離を算出するというものです。その結果、エネルギーロス及び時間損失のいずれの観点においても影響は比較的軽微であったとされていました。 ご指摘のとおり行動の変化及び風車迂回に伴う距離的・時間的負担は生じるものの、文献資料調査結果も踏まえ、影響は軽微なものであると考えております。 本文献の該当箇所は別添資料19にお示ししました。	別添資料 19
20	シカ食害	・資料3のP4中段「事業の実施によるシカの影響の広がり予測は難しいため出来ない」と記載があるが、R4年3月に「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）」が策定されており、この中でシカの生息数の最新の予測データが示されている。 ・同計画P18では、県内各地での糞塊調査、目撃調査をもとにした生息密度の増加率も示されており、余呉を含む湖北地方の増加率が最も高いとされている。 ・準備書P1651の下層植生衰退度（SDR）の調査結果では、当然、草地であるスキー場周辺で高くなっているが、今後、尾根のブナ林が伐採され、管理用道路の建設が進めばシカがそこを通過して移動することで、シカの食害が広がり、植生の衰退度が高まる恐れが非常に高いと考える。	・ご指摘いただいた、R4年3月の滋賀県が策定された計画は把握できていなかったもので、内容を確認する。	「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）」（滋賀県、令和4年）を確認いたしました。 準備書作成時の滋賀県における既往調査結果は、「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）」（滋賀県、平成29年3月）が最新版でした。一部、「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）」（滋賀県、令和4年）に掲載予定の情報を滋賀県より事前に提供を受けていたため、p770には令和2年度の糞塊密度の調査結果も盛り込むことができておりましたが、その他の図表等についても同計画（第4次）の内容に更新し評価書に取り込みます。該当箇所の修正案を別添資料20-1にお示ししました。 p1737のニホンジカによる植生被害の影響予測にも同計画（第4次）を取り込む予定です。また、参考として、同計画（第4次）のP42「滋賀県における下層植生衰退度(SDR別)落葉広葉樹の推定分布（平成29年度）」を対象事業実施区域を重ね合わせた図面を別添資料20-2にお示ししました。本図面では、対象事業実施区域は衰退度0または衰退度1に該当しますが、対象事業実施区域よりもさらに南側の地域では衰退度3～4の範囲も見られることから、将来的には衰退が対象事業実施区域周辺にも及ぶ可能性はあります。そのため、現在予定しているシカの捕獲の環境保全措置を継続して行うことが重要と考えております。これらの内容を踏まえ、評価書における修正案を別添資料20-2にお示ししました。 予防的対策の効果については、引き続き評価書に向けてヒアリングを実施する予定ですが、先日、準備書ではヒアリングをしていなかった新たな専門家に相談する機会がありました。専門家からは、継続的な狩猟対策によるシカへの危険性の認知が影響の低減に繋がるといったお話もお聞きしております。効果的な環境保全措置については、評価書に向けて引き続き専門家ヒアリングや文献資料による事例の収集に努めます。 なお、2回目審査会での質疑応答のとおり、スキー場跡地でシカを一掃することの可否については、周辺地区での捕獲状況にも関わることであり、現段階で捕獲体制や捕獲予定頭数を示すことは難しいと考えております。ただし、今後、工事計画等の確度が高まった段階で、地元の方々と具体的な捕獲計画の検討を進めていきます。	別添資料 20_1、別添資料 20_2
21	シカ食害	・シカの被害については、滋賀県が令和4年に策定された計画を踏まえ、もう1度評価を行い、その評価結果に応じた環境保全措置を次回の審査会で回答してください。	・確認します。		

番号	項目	指摘内容	審査会当日の事業者回答	最終回答	別添資料
22	植生	準備書P1631では、Q-61など風車と近接する大径木のある地点があるので、もう少し考慮できることがあるのではないかと思う。今の説明の中で、大径木が母樹となり種子が散布されてブナ林の更新に貢献しているという考え方は、納得できるものであったので、その調査結果を生かした追加の環境保全措置を検討していただきたい。		自然林や二次林にかかわらず、昆虫類や哺乳類などの餌資源や住処を提供する母樹となるブナの大径木については重要であると考えています。ご指摘を踏まえ、評価書に向けて調査結果を生かした環境保全措置を引き続き検討いたします。 準備書段階で改変区域内に生育する大径木は5本で、その生育地は、二次林であるブナ群落（チマキザサ下位単位）に4本、ミズナラ林内に1本となっていました。評価書に向けた風車レイアウトの再検討にあたり、すべての個体を回避することは難しいと考えられますが、可能な限り大径木は避けて、極力改変区域との離隔距離を確保できるよう努めます。	
23	動物	・少なくとも繁殖が確認されたコウモリに対しては、影響の評価を行ったうえで、環境保全措置を検討すべきであり、準備書P950のように画一的に「コウモリへの影響は小さい」とする評価は修正すべきである。できる限り、種ごとの評価をお願いする。	・ご指摘はもっともであるが、コウモリには生態特性が不明な種も多いため、準備書では画一的な評価になっている。ご指摘を踏まえ、評価書に向けて再検討する。	ご指摘を踏まえ、別添資料23-25に示したようなポイントに着目して評価書に向けて影響予測の見直しを行います。見直しにあたって予測対象種の確認状況をより詳細に記載するほか、影響予測についても再精査を行い、各種の生態特性や確認状況に応じた影響予測を種ごとに記載いたします。	別添資料 23-25
24	鳥類	・日本野鳥の会のホームページの「バードストライクの事例数（別添資料④-35㉔）」によると、今回の調査で生息が確認されたヤマドリやアオバトについてもバードストライクが生じている。事業地内では非常に高頻度にヤマドリ、アオバトが確認されているものの、それらの種類の鳥に対する実効性のある環境保全措置は何ら示されていない。	・日本野鳥の会のホームページで重要種のバードストライク回数が報告されており、本事業に反映すべきという指摘であるが、本来であれば、アオバトやヤマドリ等の鳥類が、こういった場所や過程で衝突しているか原因を把握し、本事業の予測や影響評価に活かすべきであり、調査結果を再度精査し、詳細な種ごとの予測ができないか検討します。		
25	動物	・両生類、爬虫類、小型哺乳類については、例えば、域外に移動させて保全する、工事中に確認された個体はどうする等の具体的な保全措置が一切書かれていない。すべての種に対して同じ評価、同じ保全措置の内容になっている。大型哺乳類と小型哺乳類では移動能力が全く違い、生息の仕方でも全く違うので、全て同じような予測評価、同じような保全措置とはならない。少なくとも、この地域での確認状況を種類ごとに整理いただき、鳥類についてはバードストライクが確認された種としてリストに挙がっているものは衝突確率を予測評価する、あるいは、小型の移動能力の低い両生類、爬虫類、小型哺乳類は工事によって直接的な影響を受ける可能性が高いので、重要種については、より実効性の高い具体的な保全措置を示していただくなど、記載を充実いただきたい。	・植物、植生についても同様のご指摘と存じますので、植物、植生についても再度詳細な予測を行う。 ・両生類、爬虫類、小型哺乳類について、環境保全措置の内容が画一的という指摘に対しては、小型哺乳類の中でも地上性のもの、空間的なものがあるので、それを考慮して評価を見直して参ります。		
26	水質	・資料4、4-11について、前回の審査会で「尾根部の改変が大きく丘陵地なので対応できる調整池がある」と指摘をしたが、これは出した例が悪く、調整池に特化した回答（林地開発許可を通じ確認する）になってしまっている。環境アセスメントは、許認可のためにやるのではなく、事業を実施することに伴う環境影響を自ら主体的に把握し、予測・評価した上で、回避低減のための保全措置を検討するプロセスである。よって、この回答は、環境への影響を把握もしていないし、予測・評価もしていない。 ・改変尾根からの水の流出が増えた時に、防災上の問題だけでなく溪流環境も変わるので、高水位が増えると流木が増え防災に影響することも想定されるし、魚の生息に影響を及ぼす可能性もある。 ・ぜひそういった視点を持って、環境影響評価の残りのプロセスに臨んでいただきたい。		尾根の改変に伴う流出量の変化については、極力改変面積を減らすよう、施工方法（特殊車両によるブレードの運搬方法の採用や空中でのブレードの取付方法の採用）を工夫しております。また、道路建設等に伴う法面について緑化を行うことで浸透能を極力維持し、流出量の変化の低減に努めています。また、対象事業実施区域内にはスキー場跡地が存在しますが、土地所有者等の関係者と協議し、現状荒地となっている法面の緑化や土砂流出の恐れのある箇所の補修を行うことで、下流域への影響の改善や低減に努めます。なお、調整池の要否や必要な場合の容量計算については、現時点ではお示しできず、今後の関係機関との協議、風車位置の最終確定、詳細設計などを踏まえて検討を進めて参ります。	